

○ 「岩手県公安委員会・岩手県警察国民保護計画の作成について」の一部改正について（平成28年4月4日岩警備第23号）

各 部 長

首 席 監 察 官

各 所 属 長

岩手県公安委員会・岩手県警察国民保護計画の作成について（平成18年7月5日付け岩警備第33号、岩警務第35号、岩生安第52号、岩刑事第34号、岩交通第31号）のうち、別添の「岩手県公安委員会・岩手県警察国民保護計画」の一部を次のように改正し、平成28年4月4日から施行するので、誤りのないようにされたい。

岩手県公安委員会・岩手県警察  
国民保護計画

平成28年4月  
岩手県公安委員会・岩手県警察

## 目 次

第 1 章	総則 -----	P 3
第 1	目的 -----	P 3
第 2	計画の性質 -----	P 3
第 3	計画の変更 -----	P 3
第 4	警察署計画の策定 -----	P 3
第 5	武力攻撃事態等における活動体制 -----	P 4
1	公安委員会の招集 -----	P 4
2	岩手県警察国民保護対策本部の設置 -----	P 4
第 6	非常参集 -----	P 4
第 2 章	平素の措置 -----	P 4
第 1	武力攻撃の兆候等に関する情報の入手及び報告 -----	P 4
第 2	警報及び緊急通報の伝達体制の整備 -----	P 4
第 3	避難誘導対策 -----	P 4
第 4	交通の確保に関する体制の整備 -----	P 4
1	道路管理者との連携 -----	P 4
2	確保すべき道路の把握等 -----	P 5
3	住民等への周知 -----	P 5
4	交通規制計画等の策定 -----	P 5
5	広域交通管理体制の整備 -----	P 5
6	緊急通行車両に係る確認手続の整備・周知 -----	P 5
第 5	基礎資料の収集整備 -----	P 5
第 6	生活関連等施設に対する助言 -----	P 6
第 7	教養訓練 -----	P 6
1	教養項目 -----	P 6
2	訓練項目 -----	P 6
第 8	装備資機材の整備充実等 -----	P 6
1	装備資機材の整備充実 -----	P 6
2	装備資機材及び警察施設の適正管理 -----	P 7
第 9	情報通信の確保 -----	P 7
1	通信の確保 -----	P 7
2	情報管理機能の確保 -----	P 7
第 10	警察災害派遣隊の充実・強化 -----	P 7
第 3 章	武力攻撃事態等における対策本部の設置等 -----	P 7
第 1	対策本部の設置 -----	P 7
第 2	初動措置班の設置 -----	P 8
第 4 章	武力攻撃事態等における国民保護措置等 -----	P 8
第 1	警報及び緊急通報の伝達 -----	P 8
1	警報の伝達 -----	P 8
2	緊急通報の伝達 -----	P 8
第 2	住民の避難 -----	P 9
1	避難の指示の伝達 -----	P 9
2	市町村長の避難実施要領策定への支援 -----	P 9
3	避難住民の誘導 -----	P10
第 3	被災者の捜索及び救出等 -----	P11
1	被災情報の収集 -----	P11
2	被災者の捜索及び救出 -----	P11

3	警察災害派遣隊の派遣要求	-----	P11
4	緊急輸送等に対する協力	-----	P11
第4	生活関連等施設の安全確保	-----	P11
1	必要な支援	-----	P11
2	立入制限区域の指定等	-----	P11
第5	NBC攻撃による災害への対処	-----	P12
1	応急措置の実施	-----	P12
2	汚染の拡大を防止するための措置	-----	P12
3	土地等への立入り	-----	P14
4	職員の安全を図るための措置等	-----	P14
第6	応急措置の実施	-----	P14
1	災害拡大の防止措置	-----	P14
2	退避の指示	-----	P15
3	警戒区域の設定	-----	P15
第7	情報の収集及び提供	-----	P16
1	被災情報の収集及び提供	-----	P16
2	安否情報の収集及び提供	-----	P16
第8	情報通信の確保	-----	P16
第9	被留置者の避難対策	-----	P17
第10	死体の検視等	-----	P17
第11	社会秩序の維持	-----	P17
第12	応急の復旧	-----	P17
第13	特殊標章等の交付	-----	P17
第5章	武力攻撃事態等における交通対策	-----	P17
第1	道路状況等の把握	-----	P17
第2	交通規制の実施等	-----	P18
1	緊急交通路の確保等	-----	P18
2	緊急通行車両の円滑な通行の確保措置	-----	P18
3	交通管制施設の活用	-----	P18
4	道路の利用指針に基づく調整	-----	P19
第3	緊急通行車両の確認	-----	P19
第4	交通規制の周知徹底	-----	P19
第6章	配意すべき事項	-----	P19
第1	基本的人権の尊重	-----	P19
第2	国民の権利利益の迅速な救済	-----	P19
第3	住民に対する情報提供	-----	P19
第4	関係機関団体との連携協力の確保	-----	P19
1	要請に基づく速やかな措置	-----	P19
2	関係機関との連携体制の整備	-----	P20
3	住民の協力の確保	-----	P20
4	ボランティア団体との連携	-----	P20
第5	高齢者、障害者等への配慮	-----	P20
第6	安全の確保	-----	P20
第7章	緊急対処保護措置に関する事項	-----	P20
第8章	参考資料	-----	P20
別紙1	「武力攻撃事態等の類型」	-----	P21
別紙2	「緊急処理事態の類型」	-----	P22

## 第1章 総則

### 第1 目的

岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び岩手県警察（以下「県警察」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務にかんがみ、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における体制を早期に確立し、関係機関と連携協力して、国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画（以下「計画」という。）を定める。

### 第2 計画の性質

本計画は、公安委員会及び県警察が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、現実に応じた弾力的な運用が可能となるよう努めるものとする。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、既存の規程等を活用するものとする。

### 第3 計画の変更

公安委員会及び県警察は、本計画について、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、必要があると認めるときは随時変更を行い、より実効性の高いものとするよう努めるものとする。

### 第4 警察署計画の策定

警察署長（以下「署長」という。）は、武力攻撃事態等における避難住民の誘導、被災情報の収集、被災者の捜索及び救出、交通規制等の措置を的確に推進できるよう警察署計画を策定するものとする。

なお、署長は、警察署計画を策定し、又は変更を行った場合は、岩手県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

## 第5 武力攻撃事態等における活動体制

### 1 公安委員会の招集

岩手県公安委員会委員長は、武力攻撃事態等に至ったときは、公安委員会を招集するものとする。

### 2 岩手県警察国民保護対策本部の設置

本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、第3章に定めるところにより、岩手県警察国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

## 第6 非常参集

職員は、国民保護法第44条の警報（以下「警報」という。）又は同法第99条の武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）が発令されたことを知ったときは、直ちに所属部署等に参集して指揮を受けるものとする。

## 第2章 平素の措置

### 第1 武力攻撃の兆候等に関する情報の入手及び報告

職員は、武力攻撃（事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。以下同じ。）の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに本部長に報告するものとし、本部長は直ちに警察庁に報告するものとする。

### 第2 警報及び緊急通報の伝達体制の整備

本部長及び署長は、国の対策本部長（事態対処法第11条第1項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。以下同じ。）が発令する警報及び知事が発令する緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達することができるよう、平素から伝達体制、伝達方法等の整備に努めるものとする。

### 第3 避難誘導対策

署長は、市町村長があらかじめ避難実施要領（国民保護法第61条第1項の避難実施要領をいう。以下同じ。）の基礎となるパターン（ひな型）を作成するに当たり、平素から必要な意見を述べるものとする。

### 第4 交通の確保に関する体制の整備

#### 1 道路管理者との連携

本部長及び署長は、平素から武力攻撃事態等における交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連

携するものとする。

## 2 確保すべき道路の把握等

本部長及び署長は、平素から武力攻撃事態等における住民の避難、緊急物資の運送のため確保すべき緊急交通路等について、交通障害の有無等を把握するものとする。

また、本部長及び署長は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難については、自衛隊の車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、平素から自衛隊等関係機関と密接な連携を図るものとする。

## 3 住民等への周知

本部長及び署長は、平素から武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務等について、住民等への周知を図るものとする。

## 4 交通規制計画等の策定

本部長は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、交通規制及び交通管制センターの運用に関する計画を策定するものとする。

## 5 広域交通管理体制の整備

本部長は、武力攻撃事態等における広域的な交通管理のための体制を整備するものとする。

## 6 緊急通行車両に係る確認手続の整備・周知

本部長は、武力攻撃事態等において公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続を整備するとともに、平素から緊急通行車両の事前届出・確認手続制度について、指定行政機関等への周知を図るものとする。

# 第5 基礎資料の収集整備

本部長及び署長は、国民保護措置の実施に資するため、市町村等関係機関と連携し、次の基礎資料の収集整備に努めるものとする。

1 生活関連等施設（国民保護法施行令第27条に規定する発電所、浄水施設、危険物質等の取扱所等をいう。以下同じ。）

2 避難施設

3 防災関係機関

4 宿泊施設

- 5 給食調達施設
- 6 医療関係施設
- 7 葬祭業施設
- 8 その他国民保護措置の実施に必要な資料

## 第6 生活関連等施設の管理者等に対する助言

本部長及び署長は、生活関連等施設の管理者及び知事に対し、平素から生活関連等施設の特性に応じた警備強化等安全確保上留意すべき点について助言するものとする。

## 第7 教養訓練

本部長及び署長は、職員に対して国民保護措置の重要性等について周知徹底するとともに、武力攻撃災害発生時に的確かつ迅速に対処できるよう次の教養訓練項目について、災害警備教養訓練との有機的な連携に配慮しながら教養訓練に努めるものとする。

### 1 教養項目

- (1) 武力攻撃事態等に関する知識
- (2) 国民保護関係法令
- (3) 警察及び関係機関の責務
- (4) 国民保護措置の実施事項
- (5) N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害への対処に関する知識

### 2 訓練項目

- (1) 職員の招集要領
- (2) 警報等の伝達要領
- (3) 住民等の避難誘導要領
- (4) 被災者の救出活動要領
- (5) 被留置者の避難要領
- (6) 装備資機材及び通信資機材の操作要領
- (7) 武力攻撃事態等における交通規制及び道路上の放置車両等障害物除去要領

## 第8 装備資機材の整備充実等

### 1 装備資機材の整備充実



本部長は、国民保護措置の実施に必要な装備資機材の整備に努めるものとする。

なお、国民保護措置の実施に必要な装備資機材については、従来の災害警備のために備えた装備資機材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための整備充実と災害警備のための整備充実とは相互に兼ねるものとする。

## 2 装備資機材及び警察施設の適正管理

本部長及び署長は、武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の発生に備え、常に国民保護措置の実施に必要な車両、交通対策用資機材等の装備資機材及び警察署等の警察施設の点検整備を行うなど適正な管理に努めるものとする。

## 第9 情報通信の確保

### 1 通信の確保

本部長及び署長は、武力攻撃災害発生時の通信を確保するため、次の事項について把握、検討に努めるものとする。

- (1) 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握
- (2) 警察無線の不感地帯の把握、解消対策の検討
- (3) 非常用電源の確保等非常通信体制の整備
- (4) 警察施設等の新築、改築時における通信機器等の設置場所の確保
- (5) 警察通信以外の通信手段についての検討

### 2 情報管理機能の確保

本部長及び署長は、武力攻撃災害発生時の情報管理を滞りなく行うため、次の事項の推進に努めるものとする。

- (1) システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
- (2) 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

## 第10 警察災害派遣隊の充実・強化

本部長は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るものとする。

## 第3章 武力攻撃事態等における対策本部の設置等

### 第1 対策本部の設置

本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、本部長を長とする対策本部を設置するとともに、各警察署に対し署長を長とする警察署国民保護対策本部の設置を指示するものとする。

なお、署長は、警察署国民保護対策本部を設置した場合には、本部長に報告するものとする。

## 第2 初動措置班の設置

本部長は、盛岡市及びその周辺が、武力攻撃災害による甚大な被害を受け、対策本部要員が参集困難となった場合に、対策本部が機能するまでの間、あらかじめ指定された要員による初動措置班を設置し、被災情報の収集等の迅速な初動措置をとるものとする。

## 第4章 武力攻撃事態等における国民保護措置等

### 第1 警報及び緊急通報の伝達

#### 1 警報の伝達

##### (1) 本部長の措置

本部長は、警察庁又は知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その旨を署長に通知するものとする。

##### (2) 署長の措置

署長は、警報の通知を受けたときは、市町村と協力し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員に拡声器を活用させるほか、インターネット等各種広報媒体を活用するなどして、住民に対して警報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。

##### (3) 警報の内容

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃事態が発生したと認められる地域（ただし、地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある。）

ウ 上記のほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

#### 2 緊急通報の伝達

##### (1) 本部長の措置

本部長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その旨を署長に

通知するとともに、警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

(2) 署長の措置

署長は、緊急通報の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町村と協力し、住民に対して緊急通報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。

(3) 緊急通報の内容

- ア 武力攻撃災害が発生した日時
- イ 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- ウ 武力攻撃災害の種別
- エ 被害状況
- オ 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

## 第2 住民の避難

### 1 避難の指示の伝達

(1) 本部長の措置

本部長は、知事から避難の指示（国民保護法第54条第2項の指示をいう。以下同じ。）の通知を受けたときは、直ちに、その旨を署長に通知するとともに、警察庁に当該内容を速やかに報告するものとする。

(2) 署長の措置

署長は、避難の指示の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町村と協力し、住民に対して避難の指示の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。

(3) 避難の指示の内容

- ア 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。（以下「避難先地域」という。））
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 主要な避難の経路
- オ 避難のための交通手段その他避難の方法

### 2 市町村長の避難実施要領策定への支援

(1) 避難実施要領策定に関する意見

署長は、避難の指示の通知を受けた市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な輸送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べるものとする。

## (2) 避難実施要領の内容

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 上記のほか避難の実施に関し必要な事項

## 3 避難住民の誘導

### (1) 円滑な誘導等

本部長及び署長は、市町村等の関係機関と連携し、避難実施要領に沿った円滑な避難住民の誘導に努めるとともに、交通規制、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずるものとする。この場合において、署長は、国民保護法第64条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を始める前に関係市町村長と協議するものとする。

また、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うよう努めるものとする。

### (2) 必要な警告又は指示

警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、国民保護法第66条第1項の規定に基づき、必要な警告又は指示を行うものとする。

### (3) 輸送支援

本部長及び署長は、病院、障害者福祉施設等自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町村だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合は、輸送支援に努めるものとする。

### (4) 支援等の協議への参加

本部長は、県の区域を越える避難の場合に、関係都道府県知事による避難住民の受け入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

### (5) 交通手段に関する意見

本部長は、知事が避難の指示を行うに当たり、中山間地域など交通手段等が限

られている地域などの地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、自家用車等を交通手段として示す場合において、必要な意見を述べるものとする。

#### (6) 特定公共施設等の利用に関する意見

本部長は、国の対策本部長が武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）の規定に基づき、港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

### 第3 被災者の捜索及び救出等

#### 1 被災情報の収集

本部長及び署長は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員に被災情報の収集に当たらせるとともに、東北管区警察局岩手県情報通信部と連携し、ヘリコプターテレビシステム、映像伝送装置、交通監視カメラ等の情報収集手段を有効に活用し、被災情報の収集を行うものとする。

#### 2 被災者の捜索及び救出

本部長及び署長は、収集した被災情報に基づき、消防機関等の関係機関と連携し、被災者の捜索及び救出に当たるものとする。

#### 3 警察災害派遣隊の派遣要求

公安委員会は、被害が大規模な場合において、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要求を行うものとする。

#### 4 緊急輸送等に対する協力

本部長及び署長は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合においては、パトカーでの先導、緊急通行車両標章の交付等、特段の配慮を行うものとする。

### 第4 生活関連等施設の安全確保

#### 1 必要な支援

本部長及び署長は、国民保護法第102条第4項の規定に基づき、生活関連等施設の管理者等から支援の求めを受けた場合において、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、警備の強化等、可能な限り必要な支援を行うよう努めるものとする。

また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

#### 2 立入制限区域の指定等

(1) 立入制限区域の指定

公安委員会は、国民保護法第102条第5項の規定に基づき、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定し、状況に応じてその範囲を変更するものとする。この場合において、公安委員会は、当該生活関連等施設の管理者に対し、立入制限区域として指定したことを通知するとともに、県の公報への掲載、報道発表等によりその旨を住民に周知させるものとする。

(2) 警察官の措置

警察官は、現場において可能な限りロープ、標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。この場合において、警察官は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(3) 警備の強化等

本部長及び署長は、公安委員会による立入制限区域の指定に基づき、当該生活関連等施設において、警備の強化等安全確保措置を講ずるものとする。

第5 N B C 攻撃による災害への対処

1 応急措置の実施

N B C 攻撃による災害に際し、国民保護法第107条第3項の規定に基づき、知事から本部長に対し要請があったときは、本部長及び署長は、関係機関と連携し汚染原因物質の検知、汚染の除去、被災者の救助、交通の規制等の措置を講ずるものとする。

2 汚染の拡大を防止するための措置

(1) 本部長及び署長の権限

国民保護法第108条第1項及び同条第2項に基づき、知事から本部長に対し要請があったときは、本部長及び署長は、汚染の拡大を防止するため、知事、市町村長、消防長その他関係機関と調整しつつ、必要に応じ、次の表に掲げる権限を行使するものとする。

法第108条第1項	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の禁止</li> <li>・廃棄</li> </ul>
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用の制限又は禁止</li> <li>・給水の制限又は禁止</li> </ul>
3号	死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動の制限</li> <li>・移動の禁止</li> </ul>
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄</li> </ul>
5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入りの制限</li> <li>・立入りの禁止</li> <li>・封鎖</li> </ul>
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の制限</li> <li>・交通の遮断</li> </ul>

(2) 名あて人への通知

本部長及び署長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知するものとする。

ア 当該措置を講ずる旨

イ 当該措置を講ずる理由

ウ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体

エ 当該措置を講ずる時期

オ 当該措置の内容

(3) 現場における掲示等

本部長及び署長は、上記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の事項を掲示するものとする。ただし、差し迫った必要があるときは、措置に当たる警察官が現場で指示を行うものとする。

ア 当該措置を講ずる旨

イ 当該措置を講ずる理由

ウ 当該措置の対象となる建物又は場所

エ 当該措置を講ずる時期

オ 当該措置の内容

### 3 土地等への立入り

本部長及び署長は、上記1及び2の措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該措置に当たる警察官に他人の土地、建物、その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせるものとする。

なお、措置に当たる警察官に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知し、立入りに際しては、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

### 4 職員の安全を図るための措置等

本部長及び署長は、NBC攻撃等による汚染が生じた場合、関係機関と連携し、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行うものとする。特に、化学物質による汚染の場合には、除染活動に努めるものとする。

## 第6 応急措置の実施

### 1 災害拡大の防止措置

#### (1) 必要な措置の指示

署長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合において、国民保護法第111条第3項の規定に基づき、市町村長又は知事から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の占有者、所有者又は管理者に対して、必要な限度において当該設備等の除去、保安、その他必要な措置を行うことを指示するものとする。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

#### (2) 武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件及び必要な措置の例

##### ア 設備の例

危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固でない橋梁、高い煙突、広告塔等

##### イ 物件の例

材木、危険物、毒劇物等

##### ウ 必要な措置の例



補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等の措置

## 2 退避の指示

### (1) 退避の指示

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民保護法第112条第7項の規定に基づき、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避（屋内への退避を含む。以下同じ。）の指示を行うものとする。この場合において、当該指示をしたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

### (2) 退避の指示の内容

- ア 退避すべき理由
- イ 危険地域
- ウ 退避場所
- エ 退避の方法
- オ その他の注意事項

### (3) 屋内退避の指示

住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示するものとする。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## 3 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、国民保護法第114条第3項の規定に基づき、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請が

あったときは、警戒区域の設定を行うものとする。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

## (2) 警戒区域の設定方法等

ア 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

イ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。

ウ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、パトカー等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

エ 警戒区域内には、必要と認める場所に警察官を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

## 第7 情報の収集及び提供

### 1 被災情報の収集及び提供

#### (1) 被災情報の報告等

本部長は、第4章第3の1により収集した被災情報については、警察庁に報告するとともに、知事に連絡するものとする。

#### (2) 正確かつ積極的な広報

本部長及び署長は、被災情報、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者置き、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。

また、広報内容については、関係機関と情報交換を行うよう努めるものとする。

### 2 安否情報の収集及び提供

本部長及び署長は、保有する安否情報（国民保護法第94条第1項の安否情報をいう。以下同じ。）を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。この場合に、原則として、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に対し安否情報を提供するものとし、当該住民の住所地が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 第8 情報通信の確保

本部長及び署長は、武力攻撃災害発生直後から通信を確保するため、東北管区警察

局岩手県情報通信部と連携し、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図るものとする。

#### 第9 被留置者の避難対策

署長は、被留置者の避難等について、被疑者留置細則（平成3年警察本部訓令第11号）第42条により定める非常計画に基づき、的確かつ迅速に実施するものとする。

#### 第10 死体の検視等

本部長及び署長は、県、市町村等と協力し、死体の検視要員、場所等を確保するとともに、医師等と連携し、的確かつ迅速な死体の検視、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行うものとする。この場合において、本部長は、死亡した者の身元等について知事に通知するものとする。

#### 第11 社会秩序の維持

本部長及び署長は、要避難地域及び避難先地域において、自主防犯組織等と連携しつつ、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うものとする。

また、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し警備の強化を要請するなどして、当該施設の安全確保に努めるものとする。

#### 第12 応急の復旧

本部長及び署長は、武力攻撃災害発生後できる限り速やかに自らの所管する施設及び設備の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

#### 第13 特殊標章等の交付

本部長は、武力攻撃事態等においては、別に定める基準により、職員、国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書を交付するものとする。

### 第5章 武力攻撃事態等における交通対策

#### 第1 道路状況等の把握

本部長及び署長は、現場臨場した警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路及び交通状況を迅速に把握するものとする。

## 第2 交通規制の実施等

### 1 緊急交通路の確保等

#### (1) 緊急交通路の確保

公安委員会は、国民保護措置が的確かつ迅速に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第155条第1項の規定に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する交通規制を行い、緊急交通路の確保に当たるものとする。

#### (2) 広域的交通規制の実施

公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要があると認めるときは、周辺の公安委員会の協力を得て、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。

#### (3) 配意事項

公安委員会は、緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ迅速な実施等に配意して行うものとする。

### 2 緊急通行車両の円滑な通行の確保措置

#### (1) 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があると認めるときは、国民保護法第155条第2項の規定に基づき、障害となっている車両等の運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

#### (2) 警察官自らの措置等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があると認めるときは、国民保護法第155条第2項の規定に基づき、障害となっている放置車両等の移動措置等を自ら行うものとする。

また、状況に応じて道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、緊急交通路の障害物の撤去について必要な措置をとるものとする。

#### (3) 緊急通行車両の先導等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があると認めるときは、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

### 3 交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、交通信号機

等の交通管制施設を活用するものとする。

#### 4 道路の利用指針に基づく調整

公安委員会は、交通規制を行うに際して、国の対策本部長により特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、現場における自衛隊や米軍の行動との調整を適切に行うものとする。

### 第3 緊急通行車両の確認

公安委員会は、被災状況や応急対策の状況に応じて、適切に対応できる要員及び体制を迅速に確保し、国民保護法第155条第1項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

### 第4 交通規制の周知徹底

公安委員会は、通行禁止又は制限の交通規制を行った場合は、道路管理者と協力し、国民保護法第155条第2項の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

## 第6章 配意すべき事項

### 第1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

### 第2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めるものとする。

### 第3 住民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

### 第4 関係機関団体との連携協力の確保

#### 1 要請に基づく速やかな措置

知事、市町村長等から警察に対して、国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる

ものとする。

## 2 関係機関との連携体制の整備

広域にわたる避難、NBC攻撃等による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

## 3 住民の協力の確保

関係機関と連携し、国民保護措置の重要性につき住民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

## 4 ボランティア団体との連携

ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、適切な情報提供に努めるものとする。

## 第5 高齢者、障害者等への配慮

警報、緊急通報等の情報伝達、避難誘導等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

## 第6 安全の確保

職員等による国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、その安全の確保に配慮するものとする。

## 第7章 緊急対処保護措置に関する事項

武力攻撃に準ずるテロ等の事態を想定している緊急対処事態（事態対処法第25条第1項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）においては、緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項の緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）として、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するものとする。

## 第8章 参考資料

武力攻撃事態等の類型及び緊急対処事態の類型については、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。

## 武力攻撃事態の類型

◇着上陸侵攻
<ul style="list-style-type: none"> <li>他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、我が国の領土へ、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻においては、その他の攻撃が併用されることが考えられる。</li> <li>一般的に攻撃は、広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測可能であることから、事前の準備により、広域避難を行うことが想定される。</li> </ul>
◇ゲリラや特殊部隊による攻撃
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種の目的(後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等)達成のため、ゲリラや特殊部隊を我が国に潜入させ、警察の対応力を超える各種の不正規型の武力攻撃(政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等の重要施設の破壊、人員に対する襲撃等)を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。</li> <li>一般的に被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるが、攻撃目標となる施設(原子力施設等)やNBC兵器の使用によっては、広域避難の必要も考えられる。</li> </ul>
◇弾道ミサイル攻撃
<ul style="list-style-type: none"> <li>長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して我が国に向け発射し、攻撃する事態である。</li> <li>発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間で着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。</li> <li>弾頭は、通常弾頭、NBC弾頭が想定されるが、着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相は大きく異なることが想定される。</li> </ul>
◇航空攻撃
<ul style="list-style-type: none"> <li>着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。</li> <li>兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定も困難である。</li> <li>広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。</li> <li>都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。</li> </ul>

緊急対処事態の類型

攻撃対象施設・手段等による分類		具 体 例
攻撃対象施設	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力事業所等の破壊</li> <li>○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>○ 危険物積載船への攻撃</li> <li>○ ダムの破壊</li> </ul>
等	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>○ 列車等の爆破</li> </ul>
分類		
攻撃手段による	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ダーティボム（放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）等の爆発による放射能の拡散</li> <li>○ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>○ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>○ 水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>
分類	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> </ul>